

令和3年 第1回松田町議会臨時会 会議録

令和3年2月9日 午前10時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	唐澤 一代	2 番	古谷 星工人	3 番	内田 晃
4 番	平野 由里子	5 番	田代 実	6 番	井上 栄一
7 番	南雲 まさ子	8 番	中野 博	9 番	飯田 一
10 番	齋藤 永	11 番	寺嶋 正	12 番	大館 秀孝

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 11人

町 長	本山 博幸	副 町 長	田代 浩一
教 育 長	浄泉 和幸	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	—————
政 策 推 進 課 長	鈴木 英幸	参事兼総務課長	工藤 義孝
税 務 課 長	—————	町 民 課 長	川本 博孝
福 祉 課 長	椎野 晃一	子育て健康課長	石渡 由美子
観 光 経 済 課 長	柳澤 一郎	参事兼まちづくり課長	高橋 英雄
環 境 上 下 水 道 課 長	—————	教 育 課 長	遠藤 洋一

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	竹内 淳	書 記	鈴木 美紅
---------	------	-----	-------

5. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

- 日程第 3 町長の行政報告
- 日程第 4 議案第 1 号 普通財産の貸付について
- 日程第 5 議案第 2 号 令和 2 年度松田町一般会計補正予算（第12号）
- 追加日程第 1 議案第 1 号 普通財産の貸付について（総務文教常任委員会報告）
- 追加日程第 2 議案第 2 号 令和 2 年度松田町一般会計補正予算（第12号）（一般会計補正予算
審査特別委員会報告）

6. 議会の状況

議 長 皆さん、おはようございます。暦の上では立春とはいえ、朝晩はまだまだ寒い日があり、また新型コロナウイルスについては感染者数は減少傾向にありますが、依然として終息が見えない状況が続いています。

さて、去る 2 月 5 日、松田町告示第 3 号により令和 3 年第 1 回松田町議会臨時会の招集がされました。本日は定刻までに御参集いただき、ここに臨時会が開催できますことを衷心より感謝申し上げます。

この臨時会では、新型コロナウイルス感染予防のため、傍聴席は10席としており、マスクの着用、症状のある方の傍聴の御遠慮、入室時の消毒などお願いしています。議員並びに町長以下職員もマスクの着用を許可しますが、円滑な議事進行また議事録作成のため、発言の際は内容が明確に伝わるよう、マイクなどを活用して発言してください。また、閉鎖された議場に長時間いることは感染リスクが高まりますので、町長の議案に対する説明などは今まで以上に的確かつ分かりやすく行い、議員各位におかれましても要点を明確にして質問をして、時間短縮に努めてください。休憩中は窓を開けるなどして換気を行ってください。また、職員が感染した場合の行政の停滞などの影響を考慮して、町長から委任された課長職の出席は、説明・答弁に支障がない範囲で必要な人員とします。

次に、ICTを活用した議会実現のため、議場におけるスマートフォン、タブレット等の持ち込み、議事に関する事項での使用を試験的に許可します。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中12名です。よって、地方自

治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
(10時00分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。
会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により議長から指名いたします。
3番 内田晃君、4番 平野由里子君の両名にお願いします。

議長 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。
この臨時会を開催するに当たりまして、本日2月9日午前9時より議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長より報告願います。議会運営委員会委員長 井上栄一君。

議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。
令和3年第1回松田町議会臨時会の招集に当たり、2月9日午前9時より役場4階大会議室におきまして、委員6名中全員出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期は本日2月9日の1日とさせていただきます。

次に、審議内容について申し上げます。日程第1会議録署名議員の指名についてから日程第5議案第2号令和2年度松田町一般会計補正予算（第12号）を行います。

審議いただく議案は2件です。議案第1号普通財産の貸付についてですが、旧寄中学校校舎の利用について、令和2年11月20日の公募プロポーザルの結果決定した有限会社足柄リハビリテーションサービスに土地・建物を減額貸付及び無償貸付をするため、地方自治法の規定により提案されたものです。提案説明、詳細説明、質疑を行った後、総務文教常任委員会に付託しますので、委員の方の詳細質問は委員会をお願いをいたします。

次に、議案第2号令和2年度松田町一般会計補正予算（第12号）ですが、新型コロナウイルス感染症総合対策事業に係るワクチンの接種体制確保や陽性患者が発生した家庭内での感染拡大防止策などの予算を補正するものです。提案説明、詳細説明、質疑を行った後、一般会計補正予算審査特別委員会を設置し、

付託しますので、委員の方の詳細質問は特別委員会をお願いをいたします。また、議長におかれましてはオブザーバーとして特別委員会に出席をしていただきます。

以上で議会運営委員会の報告について終わりますが、不備な点がございましたら他の委員からの補足説明をお許し願いたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長 議会運営委員長の報告が終わりました。お諮りいたします。この臨時会の会期につきましては、ただいま議会運営委員会委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、令和3年第1回松田町議会臨時会の会期は、本日2月9日の1日と決定いたしました。

議 長 日程第3「町長の行政報告」に入ります。

町 長 皆さん、改めましておはようございます。立春が過ぎたというのに、長引く寒波の影響でしばらく寒い日が続いていましたが、日に日に暖かくなり、春の到来を待ち望む今日この頃でありますけど、議員の各位の皆様方におかれましては、ますますの御健勝のことと、心からお喜びを申し上げます。

さて、去る2月5日に令和3年第1回松田町臨時議会の招集告示をいたしましたところ、議員各位におかれましては公私にわたり大変御多用のところ、議員全員の御出席を賜り、ここに本臨時会が開催されますことを、まずもって御礼を申し上げます。ありがとうございます。

政府は1月7日に緊急事態宣言を発出し、神奈川県においては1月8日から2月7日までの間、緊急事態措置を実施すべきエリアとなりましたが、さらに2月2日には感染者数等の状況を踏まえ、緊急事態宣言が3月7日までということによって延長されました。本町においても、これ以上感染拡大を何としても抑え、町民の皆様方の生命と健康を守り、医療崩壊を防ぐために、町民の皆様方に対し新しい日常への行動変容を促すとともに、国・県の対処方針に沿った措置を実施しております。本日は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴い、こ

れまで行ってきました新型コロナウイルス感染症総合対策の取組などについては、3月の定例会において御報告させていただきますので、御承知のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、本日の臨時会に付議いたしましたものは、議案第1号普通財産の貸付について、令和3年度から令和13年度まで10年間の貸付けを行う旧寄中学校における普通財産の貸付けについては、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会に提案するものでございます。

次に、議案第2号令和2年度松田町一般会計補正予算（第12号）でございます。新型コロナウイルス感染拡大の終息時期が見通せない中、引き続き住民の生活を守っていくため、新型コロナウイルス感染症総合対策事業に係るワクチン接種体制確保や、陽性患者が発生した家庭内での感染拡大防止策など、補正予算を提案するものでございます。

このそれぞれの案件につきましては、議事の進行に伴い、私をはじめ副町長、教育長、担当課長より御説明させていただきますので、よろしく御審議の上、御決議賜りますよう、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。本日もよろしくお願ひいたします。

議 長 町長の行政報告を終わります。

日程第4「議案第1号普通財産の貸付について」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第1号普通財産の貸付について。次の普通財産を適正な対価なくして貸付したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

1、減額貸付をする財産（建物）。旧寄中学校校舎、延べ床面積2,204平米。

2、無償貸付する財産（土地）。旧寄中学校のグラウンドの一部、189平米。

3、貸付基準額（年額）。建物266万円、土地13万円、合計279万円。

4、貸付料（年額）。建物、貸付料120万円、消費税及び地方消費税12万円、計132万円。土地0円。合計132万円。

1ページをめくっていただき、5、貸付の相手方。神奈川県足柄上郡開成町

吉田島4306-3、開成庭園の杜パレットガーデン1-901、有限会社足柄リハビリテーションサービス、代表取締役 露木昭彰。

6、貸付の期間。令和3年4月1日から令和13年3月31日。

7、減額貸付及び無償貸付の理由。契約の相手方から提案のあった事業計画は、住民福祉の向上と地域活性化に資する事業計画であると認められるため、適正な対価なくして貸付するもの。

令和3年2月9日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。旧寄中学校を有効活用し、住民福祉の向上と地域活性化を図るため、普通財産である旧寄中学校を適正な対価なくして貸付することについて、提案するものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは、議案第1号普通財産の貸付について御説明をさせていただきます。

初めに、地方自治法第96条で普通地方公共団体の議会は次に掲げる事件を議決しなければならないとされております。同条第1項第6号で、条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、もしくは支払い手段として使用して、または適正な対価なくしてこれを譲渡し、もしくは貸付けることと規定されております。今回提案させていただきました旧寄中学校につきましては、廃校に伴い行政財産から普通財産に用途を変更しております。普通財産の貸付に当たりましては、松田町財産規則において貸付料の算定基準がないため、不動産鑑定士の意見などにより議案1枚目の3の貸付基準として、建物につきましては年額266万円、土地につきましては年額13万円としております。

今回お諮りいたします貸付料につきましては、貸付けの相手方の事業計画から旧寄中学校を有効活用し、住民の福祉の向上と地域活性化に資する内容であることから、下段4に記載のとおり、建物につきましては年額120万円、税込みで132万円と減額し、土地につきましては無償貸付としています。なお、維持管理費につきましては、事業者の実費負担とし、光熱水費を除いた額につきましては年額約193万円を見込んでいるところでございます。

それでは、1枚おめくりいただき、参考資料1を御覧ください。定期建物賃貸借仮契約書でございます。1行目に、貸付人松田町と借受人有限会社足柄リハビリテーションサービスとは、次の条項により次に示す町有財産について、借地借家法第38条の規定に基づく定期建物賃借権の設定を目的とした仮契約を締結するとし、第1条に貸付物件として、所在地、松田町寄2549番地ほか、旧寄中学校です。区分が建物、数量として2,204平米としております。

1枚おめくりいただき、2ページを御覧ください。第5条で、貸付期間は令和3年4月1日から令和13年の3月31日までの10年間としております。契約の更新等につきましては、第6条で借地借家法第38条の規定に基づき契約更新及び貸付期間の延長は行われたいものとしておりますが、協議により新たに賃貸借契約ができるものとしております。

次に、貸付料につきましては、第7条第1項で、令和3年の4月1日から令和6年3月31日までの3年間は年額、税別120万円とし、第2項で貸付料は3年ごとに協議し改定するものとし、第3項で維持管理費及び光熱水費等を借受人が負担するものとしております。

2枚おめくりいただき、7ページを御覧ください。最下段、第32条で、本契約としての成立として、この契約は仮契約であり、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、松田町議会、次のページをお願いします。の議決を得たときに本契約となるものと規定してあります。仮契約日は令和3年の2月1日でございます。

次のページ、参考資料2を御覧ください。土地使用賃貸借仮契約書でございます。1行目に貸付人松田町と借受人有限会社足柄リハビリテーションサービスとは、次の条項により次に示す町有財産について、土地使用賃貸借仮契約を締結するとし、第1条では貸付物件として、所在地、松田町寄2549番地ほか、区分は土地、数量として189平米としています。貸付期間は、第4条で建物と同じ令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間でございます。

次に、貸付料につきましては、第6条で無償としております。

2枚おめくりいただいで、4ページを御覧ください。最下段、第22条で、本

契約としての成立として、この契約は仮契約であり、地方自治法96条第1項第6号の規定により松田町議会の議決を得たときに本契約となるものと規定しております。仮契約日につきましては、建物と同じ令和3年の2月1日としています。

1枚おめくりいただき、参考資料として、3として公募プロポーザル経過調書、またもう1枚おめくりいただきまして、参考資料4としまして位置図を添付しておりますので、後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

10番 齋 藤 一、二点お聞かせください。まず、ここの土地と建物をお貸しになるということで、それはよく分かりますけれども、参考資料4についてこの資料ですけど、グラウンドの一部の土地の貸す部分というのは斜線のところでよく分かるんですけど、建物もこのドット柄のところがそうだと思うんですけど、建物に付随するこの周りの部分の土地とか、その辺はどうされることなんですか。この辺が契約書の中に入ってない。建物とこの前の土地の部分しか入ってないと思うんですけど、この189平米の中に中学校の周りも入っているものなのかどうか。その辺が記載がよく分からないんですけど。まずそこをお願いします。

政策推進課長 この敷地の考え方でございます。付随するということで、今回の建物賃貸借料における敷地の利用権ということなんんですけども、建物の賃貸借料の目的がですね、直接建物であって、土地でないということで解されていて、今回の敷地を使用できないのであれば、これ、民法の規定がございまして。これは定期借地の関係で、定期借地権がいわゆる特別法ということなので、それを遵守し、民法601条にですね、規定がございまして。いわゆるこの建物に入る場所の敷地については、契約で定めなくてもよいというような規定がございまして、これはお互い協議をし、このエリアを全部占有するということの記載がないので、今回建物ということで、このエリアを記載をさせていただいているところでございます。

なので、建物に付随する建物も占有ではなく、もちろん建物に入る場所とし

てそこを通りますので、そのエリアはもちろん使うということで、そこを建物をここに賃貸借するという契約ではないということで御理解いただければと思います。

10番 齋 藤 この横とか何か、物が置いてある。大丈夫なんですか。

政策推進課長 この建物は使用するんですけども、敷地のエリアがございしますが、そこに物を置いたりするという占有はしない予定でございます。そこに入るためにということがございますので、その部分を今回は民法に基づき契約はしていないということで御理解いただきたいと思います。

10番 齋 藤 分かりました。あとですね、もう1点。ここは小学校と入り口が一緒なところだと思います。まず、子供たちの安全性の確保、その辺がまずどうなっているのか。車が多分、御老人の方とか乗せて何度も出入りするんじゃないかと。そのときの安全対策も必要になると思いますし、その辺の、じゃあ車はどこから入ってどこから出るとか、そういった進入路、どこでターンしてどうするんだという話の部分が載ってないというか、説明ないんだと思うんですけど、その辺はどのようになっているんですか。

政策推進課長 この件につきましてはですね、審査会でももちろん議論になったところがございます。こちらにつきましてはですね、現在もですね、寄小学校の関係者と、そして地域の方で今、協議をしているところがございます。原則はですね、校内への職員駐車場スペースは想定をしていないということで、審査会のほう受けて、出しています。ただですね、近くの駐車場を借りてグラウンド内に入るように協議をしているところがございます。ただですね、今回寄小学校の児童に伴うセキュリティー対策はということで、審査会のほうも議論になったところがございます。これにつきましては、小学校の登下校の時間帯の児童と車のすみ分けをですね、今、寄小学校関係者と町教育委員会と十分協議をし、基本的には誘導員の配置というのも今、上がっております。また、登下校の時間帯を極力避けるという対応をするということで、もう昨年からですね、この協議に入っております。なので、これからもですね、定期的に寄小学校の児童に支障がないよう、セキュリティー対策と安全対策に協議をして取り組んでい

くと。この開始が10月を予定しておりますので、その中ではですね、あるいはバリケードを置いたりとか、そういうことも含めて協議をしていくというふうになってございます。以上です。

10番 齋 藤 今、協議中だということだと思いますけれども、車が、このところ、貸している土地には車を置いていいということですよ。貸している人たちに。置かないということですか。

政策推進課長 現在の提案ではですね、ここを一応確保していきたいということに今、契約をしております。ただし、契約にもありますように、ここは公共の財産ということなので、極力使わない方向も今、協議をしているということでございます。なので、必ずここ全部占用するということではなく、公共財産としてここ189平米を貸します。ですが、協議によってはその一部しか使わないような形も可能性はあるということで今現在進めているところでございます。以上です。

10番 齋 藤 でも、貸しているんだから、借りた側としては使いたいですよ。それとあと、車でこの入り口まで来ないと動けないような、老人の方たちはここまでまず入ってこないと対応ができない部分もあるんじゃないかなと思うんですけど、その辺の導入路とか、ターンしてとか、ここで降ろすんだとか、乗せるんだとかという、そういうところまできちんと相手側とやっておかないと、何かトラブルが起きたら大変になると思いますし、子供たちのあと動きというのは予想もしないような動きしますよね。例えば、そこに車を置いて、何かフェンスで仮に立てておいても、ボールが当たってフェンスが倒れて、貸している側の車に傷つけちゃうということも考えられることだと思いますし、そういったことを考えると、この辺の貸し方の問題というのはかなり問題があるんじゃないかなと思うんですけど、その辺の対策も考えられていますか。

政策推進課長 議員さんおっしゃるとおりですね、その辺、安全対策ということで、当初から委員会の中でも議論になったところでございますので、これは保険の対応もございますが、貸す以上は協議をし、一番いい対策で。特に寄関係者、小学校の関係者がおりますので、そこを踏まえて、昨年でもですね、2回ほど現地に行って相手方と協議をしていますので、一番いい対策をとって進めていきたいと

いうふうに考えてございます。

10番 齋藤 その辺のことが決まらずに、これ、契約をしていかなければいけないというのが現状ですか。その安全対策がきちんとなって、全部できましたからどうぞ借りてくださいとやるんじゃないくて、先に貸しちゃって、今やっているのは貸すまでの間に出来上がるということですよ。安全対策の内容が。

政策推進課長 原則ですね、3月、もうここで今動いているんですけども、基本的には契約をし、貸す部分のエリアを定めて、それに基づいて協議をしていくということで、町としては進めていきたいというふうに思います。確かにこの貸す前の今現在で全部まとまっているという状況ではないということで、これはまちづくりのためにもいろいろこれから協議をし、提案者が一番いい提案であったということで、今回この事業者さんと締結をし、そしてよりよい方向にこれから持っていくための協議をしていきます。協議をし、取り組んでいくということになります。（私語あり）

10番 齋藤 本来なら全部を固めてから進むべきが、本当かなと思います。子供たちの安全、ここに来られる老人の方たちの安全、お互いに重要なところですので、その辺は決めてからやられたほうがいいのかと思うんですけど、そこだけ注意しながら行っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

12番 大館 このリハビリテーション、有限会社の契約するに当たってですね、財務状況等について調べて、安心な会社ですよという判断されたのか。それ1点とですね、リハビリテーションと、この有限会社、社名だけ見たらリハビリテーションというんだから、今、老人を相手の会社が事業されてるのかという。その内容的なもの、例えばリハビリですから、必ずしも身体的なことじゃなくて、精神的なリハビリもいろいろあるわけじゃないですか。その辺どういう事業内容なのかということとですね、あとやっぱり初めての企業に、無償も含めて廉価で貸すわけですから、やっぱり本来であれば保証人的なものも必要なのかなというふうに考えますけど。その3点、お伺いします。

政策推進課長 まず、財務諸表なんですけども、過去5年間の諸表を出していただき、貸借対照表を確認をし、この3年間では上昇傾向にあるということで、特に通所介

護のほうの収益が高いということの、ここで公認会計士を入れてですね、ここで議論をしてますので、その辺は問題ないという話で今回採択されたということでございます。

またですね、老人だけかということではなく、障がい児者についても対応しているということで、この提案の中ではですね、そういう方がまた災害時について孤立しないように、寄中学校の施設を、旧寄中施設を災害時に対応するという提案の中で取り組んでいくということは伺ってございます。

保証人ということですよ。保証人ということで対応するということなんですけども、この契約の中にもですね、今回の事業についての様々解約契約とかありますので、そういったことを踏まえて町としても判断をし、財務諸表等も見ながらですね、10年間の中で取り組んでいくと。その後にはですね、それがいかにないように、定期借地ということで契約をさせていただいたところがございます。以上です。

12番 大 館 分かりました。財務的には問題ないという判断をされたということですが。それとですね、2番目の、先ほど齋藤議員も質問されたセキュリティーの問題ですけども、いろいろ身体的な障がいじゃなくて、精神的な障がいという人たちも対象ということであると、ましてや小学校隣接ですからね。その辺のセキュリティーはきちっとしていかないと、子供の安全が守られない部分もあります。その辺をきちっとできるのかどうかね。やっぱり、本来、財務的に大丈夫だから保証人は要らないよという話じゃないと思うので、それなりの保証をしていただけるようなものを、人をですね、立てる必要もあるのかなと思います。まして、小学校が隣接しているということで、セキュリティーも含めてね、安全対策は万全でなければいけないと思うので、その辺はどうなんですかね。

政策推進課長 まずですね、現在子供たちのために最善を尽くす形で協議をしております。安全対策を含めてですね、今はこういう形でいこうというのはありますけども、やっぱりそのやっている中でですね、さまざまな観点がありますので、こういうふうに変更していこうとか、あります。どうしてもやっぱり協議する必要があるので、ここで今、固まってこうですということ、まず新たな形は作りま

す。もちろん作ります。そして、この10月末までの間にですね、子供たちの動向とか車の動きとかを踏まえながら、やっぱり改善していくところはどんどん改善していくということで進めさせていただきですね、契約の違反行為の中にも様々書いてありますので、そこは遵守してもらって、やっぱり必ず保証をつけるということは今回書いてありません。ありませんが、その事業経営が難しくなった場合とか、あるいはほかの議論でなった場合についても、違約金等のものがございますので、そこは遵守してもらいながら、やっぱり取り組んでいきたいというふうに考えてございます。以上です。

12番 大 舘 本来、契約するのに、今、課長が言うようなことは全て決まった上で契約するのが普通だと思います。これ、契約しちゃってから、それから決めますという話じゃないと思うんで、その辺はどうなんですかね。非常に疑問に思うところですが。これから決めるんだからいいという話じゃないと思うんでね。

政策推進課長 申し訳ございません。これから決めるのでいいとは私は言っておりません。もちろん言うておりません。契約の中でですね、もちろん安全対策をしていくという形はとっております。ただ、一番最善は何かというのがありますので、そこは学校側と町側と議論をする必要があるんで、今後も取り組んでいきたいということで御理解願います。以上です。

議 長 よろしいですか。

5番 田 代 何点かありますので、1点1点お伺いしたいと思います。

まず初めに、これは平成31年度決算書、財産に関する調書、それと令和元年、同じく決算書の財産に関する調書、これでまず私、この契約行為に関して裏を取らせていただきました。31年のときは、寄中学校ということで、行政財産にまだ載っているとします。令和元年になりまして方向性が決まったので、普通財産に編入していると思います。面積がおおむね寄小学校、寄中学校、合わせて1万2,000平米ぐらいになっていると思います。ざっくり、寄中学校が6,500平米、寄小学校がおおむね5,000平米です。全部で1万2,000平米を超えています。令和元年の寄中学校の敷地と思われるんですけども、旧寄中学校の敷地面積ということで、1,165平米になっています。それで、先ほど前者、10番議

員が、ここの土地はどこまで貸すのよというときに、私はそのエリアを聞いたと思うんですが、私のメモだと、民法601条で定借の場合は契約内容に記載しなくてもよいというふうな政策課長のお言葉だったんですけど、私はここの今回の契約書で定借契約ありますよね。それ以外に土地の使用貸借仮契約書、この一番最後の図面です。参考資料2の土地使用貸借仮契約書、これの一番最後の参考資料4、この中に無償貸付する土地はありますけれども、少なくともこの校舎の敷地、私はまず鈴木課長にお伺いしたいのが、1,165平米が建物と土地をセットで貸すと思うんですよ。それが契約書の定期借地権の中には入れなくてもよろしいと思います。ただ、我々が住民に説明するときに、じゃあこのエリアでどこまで貸すのよと。よろしいですか。1つのこの敷地の中に1つの建物だけだったら問題ないんですよ。先ほどもお二方が、前者が質問したように、寄小学校和共存する敷地なんですよ。そのエリア指定が示されていない。だから、どこまで管理するの。鈴木課長は、定借のほうにはそれは入れなくてもいいと。それは分かりました。一方で、この土地使用仮契約書、この中に寄中学校の敷地のエリア、これをセットで貸しているんだよというのを分からないと、もう全然うやむやでいっちゃいますよ。どうしてこれ入れなかったですか。ここのエリアまでが寄小学校和。私が察するところ、これ、しっかり答えていただきたいのが、その面積が1,165.36平米でよろしいのかと。まずそれが1点目です。

あと、この図面に参考資料に、そのエリア指定をしてないで、これからどうやって管理していくんですか。その2点について、まず質問いたします。

政策推進課長

まず、このエリアにつきましては、先ほどの私の答弁のほうからですね、ありましたとおりの見解があるんですけども、エリアについては田代議員言ったとおり、あれを囲んで使うべきものかなというふうに私も今、思っております。囲んで、契約は別として、このエリアを囲んで、ここは相手方で確保するというようなことも必要ではないかという考えでございますので…（私語あり）申し訳ございません。追加資料でですね、こちらのほうで使うエリアというか、この中のエリアを囲んだものをですね、追加で出ささせていただきたいというふ

うに考えております。

5 番 田 代 まず1点目。面積、1,165.36平米でよろしいか。それについてまずお答えください。

政 策 推 進 課 長 申しございません。そこは再度確認させていただきたいと思います。

5 番 田 代 これ、10年間、この契約書でこれから動くんですよ。その面積も何、今、資料で持ってないの。財産の管理台帳で、私なんか簡単に調べられてるんです。要するに、この寄中学の敷地、この境、それが一番大事。お貸しする建物の敷地が何平米。残りが寄小学校と、私、何回も言ってますよね。その面積も分からない。契約書には…まず、いいです。それは分からないということで、受け止めます。

次に、別添資料でお出しするというんですけども、今これ仮契約ですよ。これにこの図面を資料3、4の後に資料5としてつけ加えるということですか。それとも、まるっきり別添で、これ、区域図ですよ、このエリア図ですよって、私たちに別個に渡すんですか。また契約の相手側にも。その辺のどういうふうなのやります。先ほども前者が質問したとおり、これはまた後で決めます。後で決めるって、今大事なことから、ここで決めて議決をもらうわけでしょう。図面にもその区域図が出てない。その貸す面積も分かってない。後で資料を出します。ちょっとね、ひどい提案だと思うんですけど、いかがでしょうか。

町 長 すみません。提案者として私のほうからお答えをさせていただきます。先ほどもお話ありましたように、法的な話としてはですね、民法上の話として、田代議員も御理解いただいたということでお聞きしております。ただ、我々の提案する側の説明不足といいたいまいしょうか、その辺の確認不足等もありますので、参考資料として出されているもので、4に改めてですね、今お話がありましたところについて、あくまでも参考資料として、法に基づいた範囲の場所がもう明確に多分なっているはずなので、そこを御提示をさせていただきたいというふうに考えていますので、その旨ちょっと御理解いただければと思います。以上です。

5 番 田 代 町長、ありがとうございました。今の町長の回答はちょっと仮置きさせてお

いてください。私、何点か質問あるということで、全部終わった後にその議論はさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

冒頭、初め申し上げますけど、私はこの業者にお貸しするのがだめだと言ってるわけじゃないんですよ。私はいいことだと思います。まずそれを前提にお話しします。やはり地域のためにいろんな面でね、プラスになると思います。ただ、大切な松田町の財産をこの業者とお貸しするための町としての契約行為について、非常に分からないことが多過ぎる。そういうことで質問させていただきますので、町長、よろしくお願いします。

次にですね、先ほどの齋藤議員とのやりとり聞いていてよく分からなかったのが、これは私、この資料を見たときに、この参考資料4を出してください。これについて、まず鈴木課長に回答を求めますけれども、無償貸付する財産、ここで言うと、面積が189平米ですかね。印がついています。これはエリア図がついています。これを、私が見たときは、校門から車が入ってくる。それで、この図面で言うと左側ですよ。体育館へ行くまでに我々もよく通させていただくんですけども、こう入ってくる。ここについては、寄小学校の行政財産なんですか。それとも、この通路については道路敷なのか、まずそれについてお伺いしたい。

学校でもいいよ。分かる人、答えてください。

参事兼総務課長　　この通路につきましては、いまだに寄小学校の学校敷地内の通路ということでございますので、行政財産でございます。

5 番 田 代　　私もそういうふうに解釈してます。通常使うときに、ここで先方の方にお貸しする土地については、単純にこの頂いた資料を見ると、校門から入って学校の前に入り口につけると、旧校舎の入り口をつけると。従業員の方、何人もいますよね。地域の雇用、いろんな人が来ますよね。そのときのための私は駐車場だと思っているんです。それが先ほどの鈴木課長の話だと、とりあえずは確保するというので、使用については何かはっきりしてないような回答に私は聞こえたんですけど、その辺についてもう一度回答をお願いします。

政策推進課長　　ここはやっぱり駐車場のエリアとして今は契約します。ただ、私が言ったの

は、ここを全て毎回ずっととめているわけではなくということ、もちろんそこを降りたり、そこで相手方が移動するのに使うエリアということで貸します。ただし、ここをずっと占有することではなく、公共財産なので、いろいろな形でも応用して、例えば小学校で使いたいといった場合については、ついでにそこを借りるような、一時貸してくださいとかいうことを理解した上での契約内容も入っていますので、そういうこと言った次第でございます。以上です。

5 番 田 代 それでは、ちょっと角度を変えて質問いたします。私はこの施設は土地柄、車がすごい来ると思う。町長、よろしいですか。この施設は地域の中核施設、福祉の施設になるから、先ほども全員協議会で話ありましたけれども、やはり2階、3階をうまく使いながら、いろんな形で地域に貢献したい。交流人口も増やしたい。そういったときのやはり民間サイドの拠点で、私はいいと思うんですよ。そうすると、車が仮置きして外に出ていく。外に駐車場にどこか持っていくということでしょう。というふうに私、とれるわけよ。だって、雇用、何人雇用するの。じゃあ、すみません。あまり鈴木課長に言っても申し訳ないから、選考委員長をやられた副町長にお伺いします。（私語あり）あれ、違う。選考委員会じゃないの。（私語あり）選考委員会をやられたときに、副町長を中心にいろいろ議論したと思うんですよ。結果、審査講評、審査結果がここについていますけれども、先ほど話したように、ちょっとくどいようですが、読み上げさせてもらいます。

今度は、全員協議会の今日の資料の4ページで、足柄リハビリテーションサービスの提案された内容、地域の特性を理解した上での提案がされたと。災害時の地域の高齢者、障がい者の受け入れ、あと地域の公益…こういったことでも評価したよということが1つ目に書いてあります。

それと、次のページです。5ページの総評の一番下段ですよ。下段4行目です。地域にある資源や人材を積極的に活用し、今後の関係人口やにぎわいの創出、地域における新たな雇用創出と地域経済の活性化、地域の歴史や文化交流の拠点として寄中学校が発展していけるよう、優先交渉権者に期待しますと

いうことを言ってるわけですよ。今日の朝初めの事前説明でも、地域の方を雇用するよと言ってます。イメージで言うと、田代・虫沢の人が歩いて来るのかな。近くの人はいいですよ。車使わなくて。あと、ボランティアを募って新しい企画をして、交流人口の増につなげるようなお話もされていた。それはあくまでも、この中、今の旧寄中学校の校舎内だけではなくて、寄全体の中でやられるということはいいと思うんだけど、そのための企画立案というのは、作戦本部だからそこ来ますよね。東京から来て、またどこ、近くの人がみんな電車・バスで来てくれるのかな。その人たちの駐車場、どうするのかな。あとは管理センターとロウバイまつり、いろんな団体と連携して地域貢献に努めると。最後ね、2階、3階、コワーキングスペース、これを開放していくよと。3階、習い事などのイベント、介護関係を中心にやっていくと。いいと思うんですよ。

ただ、今度その手法として、私は車だと思ってる。車で…行政財産の使用でいろいろ法律はあるかもしれないけれども、私はここの施設が繁栄するために、ここで示された後ろの今度は契約書の参考資料4ですよ。そこをうまく利用しながら、使っていていいと思う。そうするとね、先ほど質問したように、車がいっぱい来たときに、じゃあこの敷地どこなの。寄中学校の敷地どこなの。空いていけば、よく我々がとめる中学校の体育館…小学校のか、今。体育館の手前まで車いっぱい止めれるんでしょう。そこまで、このあれに、区域図に示されてればいいですよ。そこまでが寄中学校の敷地ですよと。お貸しする旧寄中学校の敷地の私の計算だと1,165平米、普通財産。それが何にも分かってない。それで、後になって問題が起きるのは、そういうことで小学校との問題起きるんですよ。

本題に戻りますけれども、そういったことでやる以上ね、鈴木課長が車ちょっと置いて、また出せばいいんだ。（私語あり）いや、今、私が話してるんですよ。そうやってあなた答えたでしょう。それは後で手を挙げてください。私ね、副町長ね、だから車のそういう出入りとか、そういうのは、当然選考委員会、検討委員会で議論されたでしょうと。それと、彼の話の食い違いを私はただしたい。よろしくお願いします。

副 町 長 私も選考委員として、また検討委員会の委員としてですね、皆様が今御心配されているところは、一番最初に出た意見だというふうに私も認識しております。まず、皆さんおっしゃるように、車両の問題というのがですね、一番委員会でもポイントになっておりました。出入りからですね、地域の人たち、委員の人たちといろいろ話したら、どうしてもやはりこの校舎に車で進入するのは、今の校門、皆さん児童も使っている校門からでないが無理でしょうというのがまず1点ありました。通路については、これは占有ではなくても、これは共用通路だということで、解釈はさせていただきます。

もう一つはですね、やはりその駐車スペースをやはり設けないと、この事業はなかなか難しいというところでした。提案の中ではですね、今この協定書の中にうたわれています156、グラウンドの一部ですね、ここの利用はやはり駐車場という提案でございました。その提案の中で、じゃあグラウンドの児童とその駐車場をどう区別するんだ。これは町でやるのか、事業者でやるのかというところも議論されています。この提案は、事業者のほうで安全柵は設置いたしますという提案がされました。それも評価のポイントだというふうに私は思っております。

そういうところで私どもの審査会としてはですね、審査をさせていただきました。ただ、運用の中でね、今後それを運用していく中では、やはり細かい話、課長の言った運用、やり方があると思いますけども、基本的にはですね、グラウンドの一部というのは駐車場として利用するという提案ではございました。以上です。

5 番 田 代 私も今、副町長の回答をイメージして質問してます。一番大事なことは、小学校と同じ敷地内にあって、事故防止なんですよね。それがすごい大事。私は10年貸すんだから、完全に安全柵、区分すべきですよ。あとは進入路の問題。行政財産を使う。共用スペースとして使う。そういったことをこの契約書に、どこかに私は入れるべきだと。でないと、私どもが、特に寄地域の議員がそうだと思うんですけど、聞かれたときにこれで説明したときに、今の私の疑問を投げかけたときに、議員として説明できないんですよ。ですから、私はそうい

ったものを入れるべきだと。特に今の進入路、その問題、それとお貸しする駐車場。地域が、あの施設がね、繁栄してほしいんですよ。お貸しする足柄リハビリテーションさんにお貸しする旧寄中学校が、地域のための活性化になってほしいんですよ。そのためには人は来る。車で来る。ですから、その安全対策をしっかりと、小学校と共存共栄する。そういうふうな契約書であるべき記載内容がされてない。これは非常に残念です。これはまた後でお伺いします。

次に、長くて申し訳ないです。まだ38分あります。契約書の5条の中で、契約期限が10年になってますよね。全員協議会でこの表紙にある金額、貸付基準額、それと貸付料、こういったものは不動産鑑定を入れたり、固定資産税を見て決めたということで、10年絞ってある。一方で、7条で貸付料、3年なんですよね。3年ごとに見直すというか、そういうあれが書いてあるんですよ。10年でよろしいんじゃないのかなと思うんだけど。3年ごとにこれは不動産鑑定やって、もう一回やり直すということ。これ、鈴木課長、お願いします。

政策推進課長

この契約のですね、貸付料につきましては、3年の見直しということで、これは社会情勢もございますので、その辺を踏まえて、見直し必ずするというわけではない、協議をするということになりますので、ここでは3年というわけです。必ず不動産鑑定をするということではございません。なおですね、この不動産鑑定につきましても、簿価の部分をですね、10年間貸付料で見ますと、様々落ちていく形もありますので、そうしたことを踏まえて、協議をするということで御理解をいただければと思います。以上です。

5 番 田 代

今のも分からないです。つかかるようで申し訳ないけども、3年ごとにこれを見直しするというのは、情勢が変わる。だから入れてあるんだよと。それだったら当然不動産鑑定もすることもあるでいいんじゃないですか。いかがでしょうか。

政策推進課長

そうですね、必ずしないということではなくて、することもあるということで、よろしくをお願いします。

5 番 田 代

じゃあ、そういったことで理解させていただきます。

最後にね、町長が先ほどこういうことで対応されたいというふうな話が出た

んですけれども、私は別添資料じゃなくて、この契約書の中に織り込むべきだと思います。前段でお話ししたように、やはり小学校の問題、児童の安全対策、どこまで貸すかという、そういったものがかなり入ってない。後で別添資料とこれ、10年間契約なんで、別々のものになってしまう。やはりこの契約書の中に盛り込むべきだと思いますけれども、町長、いかがでしょうか。

町長 ここにつけさせていただいている参考資料は、あくまでも議会の皆さん方に承知をしていただくという意味での参考資料なので、もともと契約書にこの部分がつけられているものではないというふうに私は承知しております。ですので、この契約に当たっては、足柄リハビリテーションサービスさんとうちの担当と、あとはもう顧問弁護士さんたちを入れてですね、丁寧にやってきたことですから、その辺りはお互いが承知しているものだというふうに理解をしています。ただ、何ていうんですかね、今、田代議員が言われているように、契約書というのは、もめたときに一番大切になる話であるので、その辺りがちょっと丁寧に、私はできている。できていて、この契約書が出来上がっていると、これだけ時間をかけてやってきたものですから、そういうふうに理解をしていますけれども、それに落ち度があるようであれば、きちっとした格好で、相手方さんですね、納得した上、契約になっていますけれども、そこにお互いの意思の疎通があるようであれば、そういったものをつけ加えさせていただいてですね、先方さんともやらなきゃいけないというふうに、そういうことであればやらなきゃいけないというふうに思います。以上です。

5 番 田 代 あくまでもこれ、議会の承認を得るための仮契約ですよね。議会でこういうのが議論になったから、例えば今、参考資料4と申し上げましたけれども、この契約書で言うと、5ページまでだと思います。土地の契約書については5ページ。その後ろに参考資料、これ、消してしまっって、位置図としてこの図面を添付して、それでエリア。先ほどお話ししたエリアも私は入れるべきだと思うんですよ。これが10年たった…たつまでにいろいろ何か協議するときに、これを見れば両者一目瞭然で分かるということで、仮契約だからこれにこれをつけ加える。それで私はよろしいのかと思います。それが1点目です。

2点目が、今度本契約のほうの建物の契約の4ページを見ていただきたいと思います。17条、中段の17条です。物件保全義務。ここがいいのか、どこがいいのかは分からないんですけども、先ほど出ました寄小学校の関係の駐車場の関係、進入路の関係。表に土地189平米、グラウンドの一部となっておりますよね。それで、土地の料金は無料だと。その利用について、どこかにやはりこの契約書の中に入れておく一番の大事なことだと思います。詳細については、先ほど鈴木課長が話したように、個々にその都度協議して決めればよいと思います。やはり骨格となる10年間、普通財産を貸付けるための隣接する寄小学校の子供の安全対策、これが非常に大きな問題だと思います。それについて、文章に入っていないです。

この契約に記載のないことは、別途協議するとかね、そういう言葉も何かざっくり見てね、なかったような感じがするんですよ。そうすると今度運用面がすごい弱くなってしまうのかな。それであれば、やはり大事なことですから、私はこの契約書の中に入れるべきだと思います。いかがでしょうか。

政策推進課長　　まずですね、そのようなことを理解した上で、今後取り組んでいきたいと考えてございますが、1つだけ、この契約書ですね、第2条がございまして。指定用途等がございまして。ここにですね、この契約の中に今まで掲げた全ての図書ですね、この使用の目的、利用計画、事業計画どおりの用途、また甲の承認を得ないで変更してはならないものと、(2)号ですね、旧寄中学校利活用事業に対する募集要項、そしてその資料、また質問事項の回答等、全てのものをつけて、この契約が定まっているということで、先ほど副町長のほうからございましたとおり、向こうの提案、町の指示をもってここに取り組んでいくことを併せてですね、協議をし、進めていきたいというふうに考えてございます。以上です。

5 番 田 代　　鈴木課長、申し訳ないです。その細かい資料までは私ども頂いてない。要するに、課長から説明があったのが、ここの参考資料、今日の全員協議会の貸付の中の資料の一番表紙ですよ。総務文教で2月4日に説明があつて、同じ内容を12月4日で説明を受けたと。だけです。そのときの資料も、わずかで

すよね。概要ですよね。その資料を事前に、もう少しあって、これとセットで、これに今日の議案と一緒にしていれば、ああ、なるほどなという感じします。何かやはり苦し紛れの答弁のような感じがするんですけども。どうでしょうか。全然知らされてない。だから、ほかにもいっぱい書いてあるかもしれない。余計質問が出るかもしれないということで、いかがでしょうか。

政策推進課長 そのようなことがないように、今後は努めさせていただくとともにですね、ちょっとまたもう1点だけなんですけど、先ほどお互い協議してというのがございますが、第30条。信義誠実等の義務・疑義の決定についてということで、甲乙及び信義に重んじて誠実にこの契約を履行しなければならないの中です、ともにこの町有財産であること、それを留意してということに記載がございましたので、ここを重視して私のほうは、もちろん先ほどの駐車場を使うというのは基本です。ただ、そういうものを理解した上でお互いウィンウィンの関係で必ず契約に定めたところがございますし、次のですね、この契約に関して疑義がある場合は甲乙協議する決定ということも、その記載させていただきますので、それらを踏まえて、これは御報告ということで、よろしくをお願いします。

5 番 田 代 今、課長から説明がありました第2条、指定用途等。これで十分審査して承知しているんだと。これに基づいて協議するんだと発言されましたね。それ、間違いないかどうか、もう一回確認。

政策推進課長 協議をするということじゃなくて、この2条で協議をするということではなくて、私が言ったのは、先ほどの第30条がございます。30条があつて、何かあつたらどうするのかという質問がございましたので、そこの甲乙協議をするというのは書いてあるのかという質問がございましたので、30条に記載が書いてあるということでございます。以上です。

5 番 田 代 この審議をするときに、見えない部分がかかなりあるんですよ。そういうことで出てるらしいので、この今まで出された使用目的、利用計画云々、いろんなものを出してますよね。その今、やりとりした該当するところだけで結構ですから、コピーを我々議員に配付して、再度具体の説明をしていただきたいと、議長、私は思いますが、お諮りします。よろしくをお願いします。

議 長 出せますか。(私語あり)

政策推進課長 この記載、第2条に記載されているものにつきましては、写しを出ささせていただきます。そこで議論をしていきたいと。

5 番 田 代 暫時休憩を要望します。

議 長 その間に出せますか。(私語あり) それでは、暫時休憩とします。その間に書類の整理をお願いします。(11時08分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。(11時40分)

請求した資料が提出されました。配付してよろしいでしょうか。

(「はい。」「お願いします。」の声あり)

事務局は配付してください。

(資料配付)

配付漏れございませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。担当課長の説明を求めます。(「簡潔でいいですよ。」の声あり)

政策推進課長 それでは、皆様のほうのお手元にですね、資料の配付させていただきました。まず1つ目が募集に係る募集要項、これ、一度改訂版ということで掲示させていただきました。こちらのほうにはですね、募集者を募るに当たり、ここを遵守してということの記載が書いてございますので、よろしくをお願いします。

その次にですね、カラーでですね、募集要項と同時にですね、定めたもので、貸付対象範囲の考え方ということで、こちらのほうはですね、寄中学校の校舎の範囲を示させていただいてございます。ここがですね、先ほど田代議員が言った1,100というエリアでございます。そして、あわせて共用通路、また駐車場のエリアということで、事業者さんのほうを募集させていただいたものでございます。

次にですね、先ほどのですね、寄小学校への配慮ということで、民間の事業者さんからですね、この配慮について記載されたものを受けてですね、審査会に臨み、今回の契約に至ったということのものでございます。

そしてですね、最後なんですけども、A4の白黒なんですけども、こちらがですね、契約書に今、一緒に添付されている資料となりますので、よろしくお願ひします。

またですね、先ほどのちょっと1点だけ、申し訳ございません。保証をつけたらどうかというちょっと議員の質問がございましたが、今回の企業につきましては、過去10年…13年にわたるですね、幅広い形で、様々な展開をしているということと、企業の誘致等も踏まえてですね、問題ないという判断を審査会でさせていただいて、今回に…（「私はその質問してません。」の声あり）申し訳ございません。以上、よろしくお願ひします。

5 番 田 代 貴重な資料、ありがとうございました。その中で、1つだけ確認させてください。この資料です。これは私の察するところですけども、土地使用貸借仮契約書、参考資料2です。これの第1条の一番右側。貸付物件は次のとおり。いいですか。参考資料2を開けてください。議案第1号です。その後ろのほうで、参考資料2。そのページを開けてください。これの第1条、表ありますよね。一番右側。貸付範囲は別紙のとおり。よろしいですか、鈴木課長。

次、今度はね、その前の開けた次のページ、参考資料1です。定期建物借地権仮契約、これの貸付物件の、やはりこの表の一番右側です。貸付範囲は別紙のとおり。これについてお伺ひします。鈴木課長、この資料ということですか。この資料がこれについていたということですよ。別紙。これの別紙。そういうことでしょうか。（「はい。」の声あり）初めからこれつけてくれれば、こんな無駄な時間はなかった。

あともう1点、私、今回の案件については総務文教に付託ということで、私は産業厚生でした。そういったことで、付託されるとこういう資料も見れませんのでね、申し訳ないですけどね、議員の皆さん、時間をかけてしまったんですけども、やはり一番知りたいところ、この辺だったので、大体内容は分かりました。つきましては、あとは付託される総務文教の皆様、よろしく慎重なる審査をお願いしまして、私の質問を終わりにします。以上です。

議 長 この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

お諮りいたします。ただいま議題となっております本案につきましては、総務文教常任委員会に付託の上、審査することにしたと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は総務文教常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。

議 長 日程第5「議案第2号令和2年度松田町一般会計補正予算(第12号)」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案の前に、皆様方に先ほどの議案提示について、ちょっと分かりにくいことが多々ありましたこと、改めておわびを申し上げます。今後こういうことがないようにですね、させていただきたいと思っていますので、皆様方からの貴重な御意見を頂きながら行政運営を進めてまいりますので、よろしくお願いたします。

議案第2号令和2年度松田町一般会計補正予算(第12号)。令和2年度松田町一般会計補正予算(第12号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,228万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億4,021万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和3年2月9日提出、松田町長 本山博幸。

よろしくお願いたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。
政策推進課長 それでは、議案第2号令和2年度松田町一般会計補正予算(第12号)につい

て御説明をさせていただきます。

議長 簡単をお願いします。

政策推進課長 はい。補正予算（第12号）のですね、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれですね、2,228万6,000円を追加をし、そして債務負担行為についての追加補正となります。

それでは、初めに4ページをお開きください。第2表、債務負担行為補正でございます。新型コロナウイルスワクチン接種に伴う体制整備事業については、令和2年度からですね、3年度まで実施に向けた体制整備の確保に伴い、人員体制の確保、システム改修経費、クーポン券等の印刷・郵送経費、そして相談体制に伴う経費など、限度額を1,852万円を追加する補正となります。また、ワクチン接種事業については、医療従事者、高齢者、16歳から64歳までの方のワクチン接種に伴う経費といたしまして、限度額を5,546万6,000円を補正するものでございます。

それでは、10ページ、11ページ、事項別明細書、2、歳入でございます。国庫支出金、国庫負担金、衛生費国庫負担金では、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金といたしまして75万1,000円、令和2年度分のワクチン接種事業のための負担金、10分の10でございます。次に、国庫補助金、総務費国庫補助金、企画費補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金といたしまして、感染症の総合対策事業のIoT自動販売機導入委託料や、新型コロナウイルス感染者支援金、家庭内感染防止対策助成金、また清掃費のですね、塵芥処理費に伴う財源補正、また自然休養村管理に要する経費や公園管理に要する経費といたしまして、追加交付分659万円を増額補正するものでございます。

次に、衛生費国庫補助金、保健衛生費国庫補助金817万円については、新型コロナウイルスワクチン接種に伴う人員体制の確保、システム改修などの経費でございます。こちらにつきましては、接種体制整備事業補助金といたしまして、補助率10分の10の補助事業となります。

続きまして、教育費国庫補助金、学校保健特別対策事業補助金につきまして

は、寄小学校・松田小学校の経費といたしまして100万円、松田中学校費で40万円、またですね、教育支援体制整備事業費交付金として、寄・松田幼稚園費として45万円の補正で、補助率は2分の1の補助事業となります。

次にですね、県支出金、県補助金、総務費補助金の新しい生活様式推進事業補助金につきましては、262万9,000円で、2分の1の補助事業となります。先ほどの地方創生事業も活用したI o T宅配、自動販売機等の導入に伴う補正でございます。

続きまして、農林水産費補助金の神奈川県サテライトオフィス整備事業費補助金として、173万3,000円でございます。また、人・農地問題解決加速化支援事業補助金といたしまして、56万3,000円を補正するものでございます。

続いて歳出になります。12、13ページでございます。総務費、総務管理費、企画費の(2)感染症総合対策事業に525万8,000円を補正するものでございます。新しい生活様式推進事業補助金といたしまして、補助率2分の1の補助事業を活用し、I o T、いわゆる身の回りのものがインターネットにつながることを言いますが、通常の自販機はですね、商品をお店で販売し、するものですが、このI o T宅配ふるさと納税自動販売機につきましては、インターネットに接続することで、その場にはない商品を購入するとともに、自宅への販売が、配達が可能となるものでございます。今回は、ふるさと納税をですね、活用する中で、ゴルフ場等にですね、導入をし、活用をしていきたいというものでございます。

続きまして、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費(5)感染症総合対策事業60万円でございます。まず、新型コロナウイルス感染者支援金といたしまして30万円でございます。こちらの事業につきましては、コロナ感染症の陽性患者の方への支援といたしまして、その陽性患者の方のうち希望される方に対し、生活を支援することを目的に、1世帯当たりに対しお見舞金を支給するものでございます。こちらも地方創生臨時交付金10分の10を充てる予定でございます。

次に、新型コロナウイルス感染症家庭内感染防止対策助成金30万円につきましては、家庭内感染が増加をしている中でですね、新たな感染者の発症を抑え

るための取組の一つでございます。家庭内クラスター防止対策として、一時的に陽性患者と生活空間を分けた生活を確保された方に対し、その生活費を希望される方に対し交付するものでございます。こちらにつきましても、地方創生臨時交付金10分の10を活用します。

続きまして、衛生費、保健衛生費、予防費（1）新型コロナウイルスワクチン接種体制整備事業に784万1,000円でございます。コールセンター設置委託料や、広域でのシステム改修等の負担金によるものでございます。（2）の新型コロナウイルスワクチン接種事業に75万2,000円で、医療従事者へのワクチン接種委託分でございます。（3）ワクチン接種体制整備の事務員報酬の補正となります。

続きまして、14、15ページでございます。清掃費の塵芥処理費につきましては、感染症総合対策事業に147万7,000円の財源補正をするものでございます。こちらは地方創生臨時交付金を充当するものでございます。

続きまして、農業振興費でございます。一般事務経費につきましては、38万5,000円といたしまして、人・農地プランに伴うコーディネーター謝礼などによる補正でございます。こちらも10分の10の補助事業となります。

続きまして、自然休養村管理費の（8）感染症総合対策事業では、サテライトオフィスなどの活用も含めて今回、寄ふれあい農園の管理棟、またやまびこ館に伴う改修工事や備品購入費によるものでございます。

続きまして、商工費の公園管理費（7）でございます。感染症総合対策事業に50万円を、こちらのほうにつきましては施設用備品といたしまして、西平畑公園内の感染対策の一つとして、仮設トイレを購入する補正になります。

次に16、17ページの教育費でございます。寄小学校費では、（5）の事業といたしまして80万円、こちらは消耗品や備品購入費でございますが、主に空気清浄機等を購入し、するための補正となります。2分の1の補助事業を活用します。

次に、松田小学校費でございます。（5）感染症総合対策事業として、こちらは保健室のですね、パーテーションなどを購入するに伴う補正でございます。

120万円の補正でございます。

次に、松田中学校費でございます。こちらですね、空気清浄機などを購入するために補正するもので、80万円の補正となります。

続きまして、幼稚園費につきましては、松田幼稚園費に50万円、寄幼稚園費に40万円を感染症総合対策事業として、主にアルコール消毒液やハンドソープ等の購入に伴う補正となります。この事業はですね、国の学校保健特別対策事業費、また教育支援体制整備事業費の交付金を活用するものでございます。

最後に予備費でございます。19万7,000円を減額し、総額5,957万4,000円となります。このうち、コロナウイルス感染症の予備費といたしましては、299万9,000円となります。

またですね、18ページから25ページまでにつきましては給与明細書を添付させていただきました。26ページにつきましては債務負担行為に関する調書を添付させていただきました。この調書につきましては、地方自治法施行令第144条による添付するものでございます。

以上、一般会計補正予算（第12号）につきまして、御審議よろしくお願いたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

6 番 井 上 補正予算につきましてはですね、特別委員会付託ということもありますが、その前にですね、1点。4ページの中で第2表、債務負担行為の補正の追加ということでございます。新型コロナウイルスワクチン接種体制整備事業が1,852万円、新型コロナウイルスワクチン接種事業5,546万6,000円、とですね、多額な債務負担行為の補正がされています。ただ、このですね、第12号補正予算の中身を見ますと、これに該当する事業というのは、13ページの下段にあります予防費の中の事業名で言いますと2行目の（1）新型コロナウイルスワクチン接種体制整備事業が784万1,000円、これが債務負担行為、4ページ、債務負担行為の上段の1,852万円の一部というふうに理解をすればいいのか。また、その13ページの下段にあります（2）の新型コロナウイルスワクチン接種事業75万2,000円、とするとですね、4ページの債務負担行為補正の5,546万6,000

円の一部なのかなというふうに理解しますが、そういったことでよろしいでしょうか。

議 長 お諮りします。このまま続けてよろしいでしょうか。（「はい。」の声あり）

子育て健康課長 ただいま御質問があったことについてお答えいたします。債務負担行為の調書の中にございます新型コロナウイルスワクチン接種体制整備事業につきましては、議員がおっしゃったとおり13ページの（1）の新型コロナウイルスワクチン接種体制整備事業と、一番下の（3）会計年度任用職員給与費、この部分になります。また、調書の下新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、議員おっしゃるとおり、（2）の新型コロナウイルスワクチン接種事業、この部分に当たります。

6 番 井 上 それであるならばですね、これをですね、特別委員会の付託の際には、これらを差し引きますと、ちょっと今、簡単に計算出ませんけども、1,852万5,546万6,000円と7,300万円強ですか、7,400万円ぐらいの債務負担行為の補正をですね、ここで審議しなければいけないとすると、じゃあ残りのですね、令和3年度の該当部分の額はこういったものがあるのかというのをですね、ある程度示していただかないとですね、議会のほうとしてもなかなか内容が把握できないということですので、今ということではなくですね、審査特別委員会の中においてですね、これらをお示しいただきたいと思いますが、財政担当課長のほうはどうでしょうか。

政策推進課長 そのようにさせていただきます。（「お願いします。」の声あり）

議 長 ほかにございますか。簡単をお願いします。

11番 寺 嶋 まず最初にですね、私が質問いたしますのは、新型コロナウイルスワクチン接種に関することなんですけども、この接種はですね、まず医療従事者とか65歳以上の方をね、まず最初にワクチン接種をするということなんですけども、この65歳以上の方からね、大体接種が町内で始まると思うんですけども、これはおおよそどのぐらい、いつから接種を目指しているのか。このワクチン接種の時期なんですけども。それで、全体としては令和3年度、来年度にまたがるということだと思うんですけどもね、このおおよその流れです。早ければ4月

1日から高齢者のほうはね、接種、以降始まるということで、来年度はどのくらい、およそ期間、一般町民も含めまして、どのくらいの期間をね、要するのか。その見込みについて、まず1点目お伺いをいたします。

それから、今回補正で予定されております人件費もあるんですけども、システム改修がね、いつまでシステム改修をして、それで実際、対象者の方にはクーポン券を発行してね、予約をするというような流れになっていると思いますけども、このクーポン券の発送がいつぐらいになるのか。そういうのが2点目です。

3点目としては、前回全員協議会で説明あったと思うんですけども、上郡5町でね、集団接種を行うような検討してるということなんですけども、この辺の体制とか、それから現在協議していることなどについて、今、決まっていることなどありましたら、ぜひお知らせをしていただきたいと思います。以上です。

議 長 子育て健康課長、簡潔にお願いします。

子育て健康課長 御質問がございました65歳以上の接種がいつから始まるかということですが、国では4月1日から開始を目指しているということでございます。ただ、ワクチン接種には1人2回接種しなければいけないので、ワクチンがどのタイミングでそういったものが整うのか、あとは医師の確保、そういったことがございますので、明確にいつからということは今、申し上げることはできません。

それと、全体的な流れということでしたが、そういったワクチン確保等、国が今、調整している中で、いつぐらいに始まって、いつごろ終わるかということ、今のところはっきりとは分かりません。

それと、システム改修の関係なんですけれども、今、TKCのほうで2月中にはアウトソーシングのほうが終わって、3月には予防接種台帳のほうでシステム改修が終わると思うんですけども、クーポン券の発送、一応国では3月中旬ということになっております。ただ、これも接種会場等整い次第、発送する予定でおります。以上です。

議 長 よろしいですか。

子育て健康課長 すみません。5町で今、協議している内容なのですが、今のところ、5町で1か所の接種会場を考えておりまして、場所は大井の町立体育館を予定しております。そのために必要なコールセンター等、今いろいろと5町で調整をしているところです。

11番 寺 嶋 あとはですね、特別委員会で詳しいことはまたお伺いします。以上です。
議 長 お諮りします。ただいま議題となっております本案につきましては、特別委員会を設置し、付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は特別委員会に付託の上、審査することに決定しました。

ここで暫時休憩しますので、休憩中に付託をする委員会など必要な事項を決定するようお願いします。決定しましたら議長まで報告願います。

暫時休憩します。 (12時07分)

議 長 それでは、休憩を解いて再開いたします。 (12時16分)

休憩中に一般会計補正予算(第12号)審査特別委員会を設置することに決定しました。委員長は田代実君、副委員長は唐澤一代君に決定しました。委員は議長を除く議員11名です。審査をよろしく願います。なお、議長もオブザーバーとして参加させていただきますので、よろしくお願いします。

暫時休憩とします。休憩中に委員会を開催し、審議してください。休憩中に昼食をとってください。 (12時17分)

議 長 休憩を解いて再開します。 (16時48分)

休憩中に総務文教常任委員会委員長より、議案第1号普通財産の貸付について(総務文教常任委員会報告書)の提出がありましたので、この議案を日程に追加して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

議案第1号普通財産の貸付について(総務文教常任委員会報告)を追加日程

第1として追加してください。事務局は議案を配付してください。

(議案配付)

配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

議長 追加日程第1「議案第1号普通財産の貸付について(総務文教常任委員会報告)」を議題といたします。

本案については、総務文教常任委員会の審査報告を求めます。委員長 井上栄一君。

総務文教常任委員長 それでは、委員会報告書を朗読させていただきます。

令和3年2月9日、松田町議会議長 飯田一殿。総務文教常任委員会委員長 井上栄一。

総務文教常任委員会報告書。本委員会は、2月9日に役場4階大会議室において、委員6名全員出席のもとに委員会を開催し、令和3年第1回議会臨時会において付託された「議案第1号普通財産の貸付について」について、慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記。1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。参事兼総務課長、政策推進課長及び担当職員出席のもと、普通財産の貸付について、事業計画書、事業計画書概要書、収支計画書、質問回答書等の説明を受け、事業者側のコンセプト、セキュリティー、事業実施体制、各階利用計画、町としての使用料の考え方等質疑を行って詳細に審査しました。

審査の結果、地域の活性化及び旧寄中学校の施設の利活用を推進する上で必要な議案であると判断をしました。以上です。

議長 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。

(「なし」の声多数)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第1号普通財産の貸付についてに対する委員長の報告は可決です。議案第1号普通財産の貸付については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

議案審議の途中ですが、本日予定しました議事日程の審議が終了するまで時間延長したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本日予定しました議事日程の審議が終了するまで時間延長することに決定いたしました。引き続き審議をお願いいたします。

議長 お諮りします。休憩中に一般会計補正予算審査特別委員会委員長より、審査特別委員会報告書の提出がありましたので、この議案を日程に追加して議題としたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。議案第2号令和2年度松田町一般会計補正予算(第12号)(一般会計補正予算審査特別委員会報告)を追加日程第2として追加してください。事務局は議案を配付してください。

(議案配付)

配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

議長 追加日程第2「議案第2号令和2年度松田町一般会計補正予算(第12号)(一般会計補正予算審査特別委員会報告)」を議題といたします。

本案については、一般会計補正予算審査特別委員会の審査報告を求めます。

委員長 田代実君。

一般会計補正予算
審査特別委員長

ただいま配付されました委員会報告書、この朗読をもって委員長報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

令和3年2月9日、松田町議会議長 飯田一殿。一般会計補正予算審査特別委員会委員長 田代実。

一般会計補正予算審査特別委員会報告書。本委員会は、2月9日に役場4階大会議室において、委員11名中全員出席のもとに特別委員会を開催し、令和3年第1回議会臨時会において付託された「議案第2号令和2年度松田町一般会計補正予算（第12号）」について、慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記。1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。参事兼総務課長、政策推進課長、子育て健康課長、福祉課長、観光経済課長、教育委員会教育課長及び関係職員出席のもと、債務負担行為の詳細な内容、新型コロナウイルスワクチンの接種の方法、サテライトオフィスの設置等、款項ごとに質疑を行い、詳細に審査しました。

審査の結果、町民の命と健康を守るワクチン接種について、正確に、かつ迅速に実施するとともに、町民に安心を与えるよう配慮することを申し入れ、必要な予算であると判断しました。

以上のとおりです。

議

長 一般会計補正予算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

（「なし」の声多数）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第2号令和2年度松田町一般会計補正予算(第12号)に対する委員長の報告は可決です。議案第2号令和2年度松田町一般会計補正予算(第12号)は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

議

長 以上で予定しました日程の全てが終了しました。これをもって本臨時会は閉会といたします。慎重な御審議、ありがとうございました。(16時59分)

この議事録は事務局が作成したものであるが、その正確なることを証するために署名いたします。

令和 3年 3月 8日

松田町議会議長 飯田 一

署名議員 3番 内田 晃

署名議員 4番 平野 由里子